

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

2026年10月1日

福井コンピュータホールディングス株式会社

2026年10月 1 日

吸収合併に係る事後開示事項

福井市高木中央一丁目2501番地
福井コンピュータホールディングス株式会社
代表取締役CEO 佐 藤 浩 一

当社と福井コンピュータシステム株式会社（以下「福井コンピュータシステム」といいます。）は、2026年10月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、福井コンピュータシステムを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する、会社法第801条第 1 項及び会社法施行規則第200条の規定に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2026年10月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過

（1）会社法第784条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

福井コンピュータシステムは当社の完全子会社であったため差止請求について該当はありません。

（2）会社法第785条の規定による手続きの経過

福井コンピュータシステムは当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

（3）会社法第787条の規定による手続きの経過

福井コンピュータシステムは新株予約権を発行しておりませんので該当はありません。

（4）会社法第789条の規定による手続きの経過

福井コンピュータシステムは、会社法第789条第 2 項の規定により、同項各号に掲げる事項を2026年 8 月18日付の官報にて公告するとともに、知っている債権者に対し各別の催告を行いました。所定の期間内に同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、本合併につき差止請求することはできません。

(2) 会社法第797条の規定による手続きの経過

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第797条第1項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

なお、当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2026年8月18日付で電子公告を行いました。株主からの反対通知はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定による手続きの経過

当社は会社法第799条第2項及び第3項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項を2026年8月18日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は本合併の効力発生日である2026年10月1日をもって、福井コンピュータシステムから資産及び負債ならびに権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりであります。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2026年10月5日（予定）

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

【別紙】

会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

吸収合併に係る事前開示書面

福井コンピュータシステム株式会社

2026年8月18日

吸収合併に係る事前開示事項
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

福井市高木中央一丁目2501番地
福井コンピュータシステム株式会社
代表取締役社長 松 井 保

当社及び福井コンピュータホールディングス株式会社（以下、「福井コンピュータホールディングス」といいます。）は、2026年10月1日を効力発生日として、福井コンピュータホールディングスを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙Ⅰのとおりです。

2. 本合併の対価及び割当の相当性に関する事項

福井コンピュータホールディングスは本合併に際して対価の交付は行わず、また本合併により同社の資本金及び準備金は増加いたしません。同社は当社の発行済株式の全てを所有しているため、当社はかかる取扱いが相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 計算書類等の内容

福井コンピュータホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙Ⅱのとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

福井コンピュータホールディングスは、2026年6月29日を効力発生日として、同社の普通株式1株につき金73円（総額1,509,288,651円）の剰余金の配当を行いました。

また同社は2026年2月13日開催の取締役会において、株式会社ダイテックホールディングを消滅会社とする吸収合併（2027年4月1日効力発生予定）を行うことを決議しており、当該合併につき、2026年6月26日開催の福井コンピュータホールディングス第47回定時株主総会に諮ったところ、原案通り承認可決されました。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項

該当事項はありません。

7. 効力発生日後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生時点における福井コンピュータホールディングスの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後における同社の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従って、本合併の効力発生日後における同社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

8. 本書面の備置開始以降に上記事項に変更が生じた場合は、当該変更後の事項を直ちに本書面に追加します。

以上

別紙Ⅰ

合 併 契 約 書 （写）

福井コンピュータホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び福井コンピュータシステム株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収合併存続会社

商号 福井コンピュータホールディングス株式会社

住所 福井市高木中央一丁目2501番地

（乙）吸収合併消滅会社

商号 福井コンピュータシステム株式会社

住所 福井市高木中央一丁目2501番地

第3条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。但し、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しており、本合併では一切の対価を交付しない。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併に際して甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（合併承認決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

第7条（会社財産の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産負債ならびにこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの事業を執行するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ契約当事者間で協議の上、これを実行する。

第9条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、契約当事者の資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、契約当事者間で協議の上、合併の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2026年5月8日

甲 福井市高木中央一丁目2501番地
福井コンピュータホールディングス株式会社
代表取締役 佐藤 浩一 ⑨

乙 福井市高木中央一丁目2501番地
福井コンピュータシステム株式会社
代表取締役 松井 保 ⑨

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、諸外国の施策による影響や資源・エネルギー価格の高騰、物価高の影響が続いており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

建設業界では、人手不足や長時間労働の課題に加え、人件費や資材価格の高騰、働き方改革による残業時間上限規制への対応が求められており、積極的なDXやデジタル化への投資が行われています。

このような環境の下、当社グループ（当社及び連結子会社）における当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高16,653百万円（前期比13.2%増）、営業利益7,263百万円（前期比19.4%増）、経常利益7,483百万円（前期比20.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,313百万円（前期比3.0%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

〔建築システム事業〕

建築システム事業の売上高は8,032百万円（前期比16.3%増）、営業利益は3,181百万円（前期比26.3%増）となりました。当連結会計年度は、建築システム事業の全事業において新規顧客の獲得が進むとともに、既存顧客におけるライセンス（アカウント）増設が順調に推移したことに加え、価格改定による単価改善効果が通期にわたり寄与し、ARR（注1）及びARPA（注2）の拡大に結びつきました。また、製品売上も好調に推移し、住宅建材事業では2025年4月に施行された建築基準法改正に伴う設計対応需要の高まりを的確に捉え、法改正対応プログラムの販売が大きく伸びました。

BIM事業においては、BIM確認申請制度の開始に向けた制度整備の進展を背景に、市場の関心が段階的に高まる中で国産BIMソフトの強みを活かし、売上が伸びました。

これらの結果、前期比で増収増益となりました。

〔測量土木システム事業〕

測量土木システム事業の売上高は7,861百万円（前期比9.7%増）、営業利益は3,691百万円（前期比7.4%増）となりました。当連結会計年度においては、国土交通省が推進するi-ConstructionやBIM/CIMの普及、国土地理院による作業規程の改正等の市場動向を的確に捉え、これらに対応した製品・機能の提供を進めたほか、新たな3次元表現技術である3D Gaussian Splatting（3DGS）の読込みへの対応を行ったことにより、関連ソフトウェアの売上増加につながりました。

また、上記製品に関するストック型サービス売上の増加および価格改定による単価改善効果が通期にわたり寄与し、ARR（注1）及びARPA（注2）の拡大に結びつきました。

各事業では、測量事業において、3次元対応ソフトウェアの導入及び更新に関する提案強化に加え、設計分野への提案拡大を図った結果、売上は堅調に推移いたしました。土木事業においても、従来の3次元関連製品の拡販に加え、AR技術への対応が奏功し、売上拡大に寄与いたしました。

これらの結果、前期比で増収増益となりました。

〔ITソリューション事業〕

ITソリューション事業の売上高は759百万円（前期比18.0%増）、営業利益は580百万円（前期比20.0%増）となりました。当連結会計年度は、2025年7月に行われた参議院議員選挙及び2026年2月に行われた衆議院議員選挙にかかわる売上を計上しており、前期比で増収増益となりました。

〔投資事業〕

当社グループの事業領域と関連性の高い優れたサービスやビジネスモデルを持つスタートアップやベンチャー企業を投資対象としております。技術やノウハウの共有、ビジネスパートナーシップの構築などを図ることにより、相互に成長を促進し、社会的な課題解決に貢献するシステムの構築にも積極的に取り組んでおります。なお、当連結会計年度の営業損失は運営経費による4百万円（前期は営業損失4百万円）となっております。

（注1）ARR：ストック売上（使用権、保守サービス売上）における年間定期収益

（注2）ARPA：ARRを3月末時点の契約企業社数で割り返し算出

② 設備投資の状況
特記事項はありません。

③ 資金調達の状況
特記事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第44期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第45期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	第46期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	第47期 (当連結会計年度) 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
売 上 高(百万円)	13,630	13,821	14,717	16,653
親会社株主に 帰 属 す る(百万円) 当 期 純 利 益	3,809	3,817	4,189	4,313
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	184.24	184.63	202.65	208.63
総 資 産(百万円)	26,743	29,763	33,044	36,816
純 資 産(百万円)	21,683	24,407	27,102	30,078
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,048.78	1,180.50	1,310.85	1,454.84

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資本金又は出資金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容 等
福井コンピュータアーキテクト株式会社	10百万円	100%	建築システム事業
福 井 コ ン ピ ュ ー タ 株 式 会 社	10百万円	100%	測量土木システム事業
福井コンピュータスマート株式会社	10百万円	100%	サポートサービス事業 ITソリューション事業
福井コンピュータシステム株式会社	50百万円	100%	建築システム事業
I F A C 合 同 会 社	－ 円	100%	投資事業
I F A C 投資事業有限責任組合	1,184百万円	99.99% (0.01%)	投資事業

(注) 当社の出資比率の()内は、間接出資比率を外数で記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの市場である建設業界は、少子高齢化、財政の逼迫に伴って中長期的に市場規模の縮小が懸念されます。また、建設業界は、BIM図面審査の開始や、働き方改革による労働時間短縮・週休二日を前提とした工程計画の見直しの対応に加え、気候変動対策として建築分野では省エネ基準への適合義務化、土木分野では防災・減災を図る国土強靱化需要の拡大など、人的リソースを制限しつつ、従来を上回る基準の達成が求められる状況となっております。そのような状況の中、当社グループでは、業務のより一層の効率化を支援するべく、新たな製品・サービスの開発を含めた当社ソリューションによる建設業界全体のDX推進を重要な課題として捉えております。建設業界の課題解決を推進することで市場の活性化を促し、当社グループの製品・サービスの需要を増加させる好循環のビジネスモデルを構築するため、以下の課題に取り組み、対応力の増強を図るとともにサステナビリティ経営の強化に努めてまいります。

また、公表しております当社と株式会社ダイテックホールディングとの合併におきましては、株主総会における合併契約の承認を前提に、当社の既存の事業に同社の建築設備業の設計～施工～維持管理を網羅するシステム事業を加えることで建設ライフサイクルの全てを網羅する事業体制を構築し、強力なシナジーの創出及び事業領域の拡大を見込んでおります。合併効力発生日の2027年4月1日に向け、経営統合に必要な各種手続きの処理や綿密な社内調整に努め、経営統合の効果を最大限に発揮することで、株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーの皆様に持続的な価値を提供できる企業を目指してまいります。

＜＜新製品・新サービスの創出及び新規事業開発＞＞

当社グループでは、中期経営計画にサービス領域とステークホルダーへの影響範囲の拡大を掲げており、新たな製品・サービスの創出及び提供方法の見直しが課題であると考えております。この課題に対処するため、2024年12月より新たに展開しております建設業界に特化したサービス提供プラットフォーム「FC Apps Direct」につきましては、着実に掲載企業・サービスの数を増やしており、引き続き、自社の製品・サービスのみならず、建設テック企業の革新的なサービスの紹介・提供を通じて、各ユーザーの多様なニーズに応えていくとともに、建設業界のDX推進及び当社グループの営業基盤のより一層の拡大を図ってまいります。

また、投資事業（CVC：コーポレートベンチャーキャピタル）を通じ、当社グループの事業領域と関連性の高い優れたサービスやビジネスモデルを持つスタートアップやベンチャー企業との技術・ノウハウの共有、ビジネスパートナーシップの構築などを図り、新規事業開発に取り組んでまいります。

《建設業界のDX推進》

当社グループは、調査・設計分野の建築・測量システムにおいて大きなシェアを有しておりますが、建設業界のDX推進にあたり、さらに施工・維持管理・情報共有分野における製品・サービスの開発強化を課題として捉えております。引き続き、ユーザーニーズに合致したシステムの開発及びサポート体制を充実させることにより、既存ユーザーの満足度向上を図るとともに、国策や法改正等を踏まえた市場のニーズを見極め、建設業界のDX推進を支援してまいります。

《コーポレートガバナンスの強化》

当社グループでは、独立社外取締役の選任やリスク管理、コンプライアンス活動、任意の諮問委員会の導入等を通じて、コーポレートガバナンスを強化してまいりました。また、毎年第三者機関を通じて取締役会の実効性評価を実施しており、その都度会社の意思決定機関として改善すべき課題を抽出のうえ、社外を含む全取締役で議論し実効性の確保及びそのブラッシュアップに努めております。

加えて、昨今の課題であるサステナビリティ経営をより一層推進するため、当社グループ各社の経営トップを委員とし、社外取締役をオブザーバーとするサステナビリティ推進委員会を設けております。また、リスク・コンプライアンス委員会と連携し、当社グループを中心とした取引先やユーザーを取り巻く外部環境の変化及びそのリスクと機会を見極め、グループ全体でのサステナビリティ経営をより一層進めてまいります。

引き続き、着実な事業の推進を支え、持続的な企業価値向上を後押しする経営基盤の強化の観点から、ガバナンス機能の強化及び法令遵守・内部統制の組織的整備に取り組んでまいります。

《人的資本への投資と職場環境等への配慮》

当社グループでは、中期経営計画における重点施策を迅速かつ確実に遂行するためには、人的資本の充実が重要であり、イノベティブ挑戦や事業持続性の向上を実現できる優秀な人材の確保及び社員教育が欠かせないと考えております。また、当社が求める人物像を明確にしたうえで、公正性・納得性・透明性の高い人事制度を構築し、経営戦略と強く結びつけながら、積極的な人的資本投資に取り組んでおります。

その上で、等級や役職に応じたスキルコンピテンシーや行動基準を確立のうえ、透明度高く社内展開することで、社員一人一人の目標をより明確なものとし、社員が最大限のパフォーマンスを発揮し、さらなる成長と活躍を達成できる職場環境整備や企業風土の醸成にも取り組んでまいります。

《気候変動対策・環境配慮の取り組み》

当社グループでは、TCFD提言に沿ったシナリオ分析を行い、気候変動がもたらす直接的な影響は軽微であると判断しておりますが、当社グループの市場である建設業界における影響は大きくなると予想され、市場の変化を見越した機会とリスクの見極めが課題となります。そのため、自社の再生エネルギー活用等の取り組みを進めるだけでなく、建設業界に対して最先端のICTソリューションを提供することで、建設業界のDX推進を通じてGHG排出量低減に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、ソフトウェアの開発・販売及びアプリケーションの開発・販売を主たる業務としております。

事業セグメント別の事業内容、主要製品は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容・主要製品
建 築 シ ス テ ム 事 業	建築関連業においては、様々な建築図面や見積書、部材の発注書など数多くの書類を迅速かつ正確に自動計算・作成することを目的としてソフトウェアを開発、販売しております。また、図面や書類作成以外にも営業から設計、積算・見積までトータルサポートできるソフトウェアを開発し、建築設計事務所、工務店、ハウビルダー、ゼネコンなど建築関連業者に対し、ソリューション提案並びに販売を行っております。
測 量 土 木 シ ス テ ム 事 業	測量会社や土地家屋調査士が作成する土地・建物の形状や面積の図面を迅速かつ正確に自動作成することを目的としてソフトウェアを開発し、測量会社、土地家屋調査士、コンサルタントなど測量土木業者全般に対し、ソリューション提案並びに販売を行っております。 また、土木業においては、現場作業の効率性・安全性の向上及び施工段階で設計変更が生じた際にも迅速かつ正確な対応を可能とすることを目的として、土木施工業に特化したソフトウェアを開発・販売しております。また、官公庁の業務を請負ううえで提出義務のある現場写真管理、出来形管理等の業務にも対応しており、土木業者を中心にソリューション提案並びに販売を行っております。
I T ソ ル ュ ー シ ョ ン 事 業	選挙の出口調査に関わるモバイルアプリケーション及びWEBアプリケーションの開発を行っております。
投 資 事 業	当社の事業領域と関連性の高い国内外の建設テックスタートアップやベンチャー企業との技術・ノウハウの共有及びビジネスパートナーシップの構築を目的として、当該スタートアップ又はベンチャー企業に対する投資を行っております。

(6) 主要な事業所及び営業拠点 (2026年3月31日現在)

当	社	本社：福井県福井市 拠点：福井県坂井市
福井コンピュータアーキテクト株式会社		本社：福井県坂井市 拠点：宮城、埼玉、東京、愛知、大阪、広島、福岡 他
福井コンピュータ株式会社		本社：福井県坂井市 拠点：宮城、埼玉、東京、愛知、大阪、広島、福岡 他
福井コンピュータスマート株式会社		本社：福井県坂井市 拠点：福井県福井市、宮城、埼玉、東京、広島、福岡 他
福井コンピュータシステム株式会社		本社：福井県福井市 拠点：長崎
I F A C 合同会社		本社：福井県福井市 拠点：－
I F A C 投資事業有限責任組合		本社：福井県福井市 拠点：－

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
建築システム事業	240 (21) 名	2名増 (6名増)
測量土木システム事業	205 (16) 名	6名減 (6名増)
ITソリューション事業	6 (一) 名	－ (ー)
投資事業	－ (一) 名	－ (ー)
全社 (共通)	105 (11) 名	9名増 (2名増)
合計	556 (48) 名	5名増 (14名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (準社員、契約社員) は年間の平均人数を () 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86 (11) 名	42名増 (6名増)	38.5歳	11.9年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (準社員、契約社員) は年間の平均人数を () 内に外数で記載しております。

2. 使用人数の増加の主な理由は、連結子会社の業務の一部を当該業務に従事していた従業員とともに当社へ移管したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,700,000株（自己株式24,813株を含む）
- ③ 株主数 3,590名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ダ イ テ ッ ク ホ ー ル デ ィ ン グ	9,746千株	47.14%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	1,480	7.16
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	1,317	6.37
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	799	3.87
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	616	2.98
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 4 4	470	2.28
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 8 6 8	378	1.83
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 投 信 口 ）	375	1.82
光 通 信 株 式 会 社	261	1.26
福 井 コ ン プ ュ ー タ 従 業 員 持 株 会	195	0.95

（注） 持株比率は自己株式（24,813株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 CEO 取 締 役 CFO/CHRO	佐 藤 浩 一 橋 本 彰	社長執行役員 常務執行役員経営企画本部長 福井コンピュータアーキテクト株式会社 監査役 福井コンピュータ株式会社 監査役 福井コンピュータスマート株式会社 監査役 福井コンピュータシステム株式会社 監査役
取 締 役	杉 田 直	福井コンピュータ株式会社 代表取締役COO兼社長 執行役員 福井コンピュータシステム株式会社 取締役
取 締 役	坂 口 賢 司	株式会社プロフィットメイカーズ 代表取締役 株式会社ハンズオン 取締役 株式会社ビューティーターミナル 取締役
取 締 役 取 締 役	東 雲 凛 小 笹 文	明治大学商学部 教授 合同会社カラフル 代表社員 地主株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社ヌーラボ 社外取締役 日本工業大学大学院技術経営研究科 准教授
取締役（常勤監査等委員）	高 橋 勝	公認会計士高橋勝事務所 代表 センクス監査法人 統括代表社員 株式会社メンタルヘルステクノロジーズ 社外監査役 NISSIN FOODS COMPANY LIMITED 社外取締役
取締役（監査等委員） 取締役（監査等委員）	神 田 輝 生 三 橋 明 史	神田法律事務所 代表弁護士 三橋明史公認会計士事務所 代表 株式会社岩渕畜産 非常勤CFO ブリッジアカウンティング合同会社 代表社員 佳生監査法人 社員 株式会社enstem 社外監査役

- (注) 1. 取締役橋本彰氏は、2026年4月1日付で当社における担当が常務執行役員経営管理本部長に変更となっております。
2. 取締役坂口賢司氏、東雲凜氏及び小笹文氏並びに取締役（監査等委員）高橋勝氏、神田輝生氏及び三橋明史氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）高橋勝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）神田輝生氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）三橋明史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）高橋勝氏は、常勤の監査等委員であります。
常勤の監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに監査等委員会の活動において、当社の経営の監査・監督機能により一層の厚みを持たせるためであります。
7. 当社は、取締役坂口賢司氏、東雲凜氏及び小笹文氏並びに取締役（監査等委員）高橋勝氏、神田輝生氏及び三橋明史氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
8. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。また、保険料は特約部分を含め当社負担であり、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
9. 当社は取締役坂口賢司氏、東雲凜氏及び小笹文氏並びに取締役（監査等委員）神田輝生氏及び三橋明史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はございません。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置づけしており、取締役の報酬制度についても、当社の成長や企業価値の向上に資するものであるべきと考えております。

まず、基本方針としましては、取締役の報酬の額及びその算定方法の決定に関して、役員の役位、役割及び職責等に相応しい水準とすることとしております。当該方針は、当社の取締役と従業員から構成された役員報酬改革プロジェクトにて方針案を策定し、取締役会に上程されたのち、取締役会から諮問を受けた指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により定めております。

次に、取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である短期インセンティブ及び中長期インセンティブの3種類で構成しております。その報酬額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲において、各取締役の役位、担当職務及びその職責に応じた基本報酬額に、単年度及び3年間の業績並びに個人目標に対する評価に基づく業績連動報酬額を加えて算出し、取締役会はその評価内容と報酬額を指名・報酬委員会に諮問のうえ、その答申をもって最終的に取締役会の決議により定めることとしております。なお、報酬における固定報酬：業績連動報酬の割合は概ね6：4となるように定めております。

また、当該報酬の支給方法は、各報酬いずれも金銭報酬としており、業績連動報酬である短期インセンティブ及び中長期インセンティブは、その報酬額を12分割して基本報酬額に加算し、毎月支給するものと定めております。

なお、監督機能を担う、業務を執行しない取締役及び社外取締役については、その職務内容を勘案し、基本報酬のみを支払うこととしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第39回定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は0名）です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第39回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

③ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の人員 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	101 (14)	74 (14)	26 (－)	5 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22 (22)	22 (22)	－ (－)	3 (3)
合 計	123	97	26	8

- （注） 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額のうち、業績連動報酬等においては、旧方針からの切り替わりの関係上、2025年4月から2025年6月までの支給が無いため、2025年7月から2026年3月までの支給額の総額を記載しております。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）6名（うち社外取締役3名）、取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役3名）であります。上記の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いて記載しております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業務執行取締役の業績連動報酬支給額は、各取締役の役位、役割、担当職務及びその職責並びに業績等を勘案し設定された目標の達成率について個別に評価したうえで、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において具体的な支給額を決定します。なお、業績連動報酬は、短期インセンティブ及び中長期インセンティブの2種類の報酬から構成され、それぞれ異なる評価基準及び評価期間を定め運用しております。

ア. 短期インセンティブ

短期インセンティブは、業績達成方式を採用しており、期首に取締役会にて設定された単年度の連結の売上高及び営業利益、ARR（年間定期収益）等の定量目標並びに役位及び担当職務に応じた個人の定性目標の達成率に応じて報酬額を決定いたします。なお、業績指標としてこれらの評価指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため最適であると判断したためです。

また、定量目標の指標は、担当職務に応じて個別に設定するものとしております。その上で、会社業績に準拠する定量目標及び個人目標が主となる定性目標の報酬額に対する評価ウェイトは、代表取締役とそれ以外の取締役において区別し、以下のとおりとしております。

なお、当連結会計年度における評価指標の実績は、売上高16,653百万円、営業利益7,263百万円、ARR9,022百万円となっており、定性の個人目標については、各取締役に個別に設定された目標を上回る結果となっております。

		取締役	代表取締役		取締役		
		執行役員	社長執行役員	副社長執行役員	専務執行役員	常務執行役員	執行役員
定量	連結	売上高	20%	20%	10%	10%	10%
		営業利益	50%	50%	30%(±10%)	30%(±10%)	30%(±10%)
	KPI	ARR等	20%	20%	20%(±10%)	20%(±10%)	20%(±10%)
定性	個人目標	目標管理	10%	10%	40%(±10%)	40%(±10%)	40%(±10%)
Total			100%	100%	100%	100%	100%

(注) ±10%の記載がある指標のウェイトは、各人の所属先や管掌領域に応じて個別に設定しております。

イ. 中長期インセンティブ

中長期インセンティブは、攻めの経営の実現にむけ、中長期の目標に対する報酬として設定しております。報酬額は、中期経営計画にて掲げる目標に基づき、連結の売上高、営業利益及び中期経営計画のKPIの定量目標並びに非財務目標の定性目標を3年間で設定し、その進捗度、達成度に応じて決定いたします。支給については、3年間の目標について各事業年度の終了時に目標進捗を評価することで単年毎の支給額を決定し、12分割のうえ毎月支給するものとしております。

なお、短期インセンティブと同様に、会社業績に準拠する定量目標及び個人目標が主となる定性目標の報酬額に対する評価ウェイトは、代表取締役とそれ以外の取締役において区別し、以下のとおりとしております。

また、業績指標としてこれらの評価指標を選定した理由は、中期経営計画に連動することにより当社が掲げる中長期の目標達成に対する意識を高めるため最適であると判断したためです。

なお、当連結会計年度における評価指標の実績は、売上高16,653百万円、営業利益7,263百万円、ROE15.1%となっており、定性の個人目標については、各取締役の中期経営計画に基づき個別に設定された目標に対する進捗の評価を実施し、進捗基準を上回る結果となっております。

		取締役	代表取締役		取締役		
		執行役員	社長執行役員	副社長執行役員	専務執行役員	常務執行役員	執行役員
定量	連結	売上高	20%	20%	10%	10%	10%
		営業利益	50%	50%	30%(±10%)	30%(±10%)	30%(±10%)
	中長期経営計画KPI	ROE	10%	10%	10%	10%	10%
定性	中長期経営計画非財務目標	ガバナンス	10%	10%	10%	10%	10%
		個人目標	10%	10%	40%(±10%)	40%(±10%)	40%(±10%)
Total			100%	100%	100%	100%	100%

(注) ±10%の記載がある指標のウェイトは、各人の所属先や管掌領域に応じて個別に設定しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者、社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	坂 口 賢 司	株式会社プロフィットメイカーズ 株式会社ハンズオン 株式会社ビューティーターミナル	代表取締役 取締役 取締役
取締役	東 雲 凜	明治大学商学部	教授
取締役	小 笹 文	合同会社カラフル 地主株式会社 株式会社ヌーラボ 日本工業大学大学院技術経営研究科	代表社員 社外取締役監査等委員 社外取締役 准教授
取締役（監査等委員）	高 橋 勝	公認会計士高橋勝事務所 センクス監査法人 株式会社メンタルヘルステクノロジーズ NISSIN FOODS COMPANY LIMITED	代表 統括代表社員 社外監査役 社外取締役
取締役（監査等委員）	神 田 輝 生	神田法律事務所	代表弁護士
取締役（監査等委員）	三 橋 明 史	三橋明史公認会計士事務所 株式会社岩淵畜産 ブリッジアカウンティング合同会社 佳生監査法人 株式会社enstem	代表 非常勤CFO 代表社員 社員 社外監査役

（注）当社と取締役坂口賢司氏、東雲凜氏及び小笹文氏並びに取締役（監査等委員）高橋勝氏、神田輝生氏及び三橋明史氏の兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査等委員会 出席状況 (出席率)	主な活動状況
取締役	坂 口 賢 司	15/16回 (94%)	—	IT分野のエンジニアリングに強みをもつ企業の経営者として培われた優れた知見を活かし、当社の経営全般及び技術開発について、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、当社の技術戦略やビジネス戦略の実行及び対処すべき課題に対し、社外独立の立場からリスクの指摘や改善策の提言を行い、当社経営の監督の役割を果たされております。
取締役	東 雲 凛	16/16回 (100%)	—	国内外の大学の研究員及び教授を歴任された経験を活かし、国際性・環境・社会性・多様性等の幅広い観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、世界的に著しく変化する外部環境を踏まえた提言を行い、サステナビリティ経営の推進に向け、社外独立の立場から当社経営の監督の役割を果たされております。
取締役	小 笹 文	16/16回 (100%)	—	複数の企業の立ち上げに携わり、自身でも会社を経営されるなど、企業の経営及びマーケティングに関する豊富な実績と経験から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、当社の新規事業開発及び新製品・サービスのマーケティングにおいて、事業戦略の策定及びその社内外への展開について助言をいただくとともに、社外独立の立場から適切な監督の役割を果たされております。

地 位	氏 名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査等委員会 出席状況 (出席率)	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	高 橋 勝	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)	公認会計士としての豊富な経験と専門知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
取締役 (監査等委員)	神 田 輝 生	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
取締役 (監査等委員)	三 橋 明 史	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)	公認会計士並びに企業の財務責任者及び監査役を歴任される業務経験や専門的知見から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員として、複数のベンチャー企業の立ち上げに携わられた経験を活かし、当社の新規事業開発を含む事業戦略の管理運営について客観的・中立的な立場から適切な監督機能を発揮いただいております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る報酬等の額	31百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記の金額には、前事業年度に係る追加報酬が1百万円含まれております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、法律を遵守する公正で誠実な経営を実践することを目的とし、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。委員会では、「コンプライアンス規程」に基づき、社員に対する法律遵守意識、倫理意識の普及、啓発を推進する。

当社の取締役会は、法令遵守のための体制を含む内部統制システム構築に関する基本方針について決定するとともに、定期的に見直しを行い、課題の改善に努める。

当社の監査等委員会は、監査室及び会計監査人と連携を図りながら、内部統制システムの運用において、特に法令及び定款上問題がないかを監査する。

また、当社グループは通報制度を設け、当社グループの取締役及び使用人が法令違反行為を発見した場合は、速やかに当社総務部、監査室等に通報することを定める。会社は、匿名の通報も受け付けるものとし、通報者のプライバシーに十分配慮する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の意思決定に関する情報、取締役決裁その他重要な決裁に関する情報を記録、保存、管理し、必要に応じて関係者が閲覧できる体制をとる。

また、当社の情報資産を、故意、偶然の区別なく、改ざん、破壊、漏洩から保護すべく、その管理策をまとめた「情報セキュリティポリシー」を策定し、情報セキュリティの維持に努める。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、企業経営に重大な影響を及ぼす事象を認識し、未然に防止する策を講じるとともに、万一重大事象が発生した場合に会社が被る損失又は不利益を最小化する体制の構築を目的に「リスク管理規程」を作成する。また、「リスク管理規程」に基づき、リスクの洗い出し、評価、予防策の検討等を行うことを目的にリスク・コンプライアンス委員会を設置する。

当社グループの取締役及び使用人は、リスクの発生及び予測されるリスクに重要な変化があった場合、リスク・コンプライアンス委員会に通知することを定める。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、迅速かつ効率的な経営が行われるよう持株会社体制を採用する。

当社及び各子会社は、取締役の業務執行状況の監督及び確認について、定例の取締役会において、重要事項の審議及び決定等と合わせて行う。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、当社の取締役が各子会社の取締役を兼務し、グループ各社の取締役会において事業の進捗状況及び重要事項の報告や協議を実施する。

また、当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営に対して適切な管理を行う。

子会社に対しては、監査室が必要の都度会計及び業務に関して監査を実施するとともに、監査等委員会も必要に応じて監査を行うこととする。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の求めがある場合、監査等委員会を補助すべき取締役を置くものとする。監査等委員会の職務は監査室において補助する。

⑦ 前項の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より監査業務を求められた使用人は、求められた業務について、取締役、監査室長の管轄外とし、指揮命令を受けないこととする。

当該使用人の異動等の人事に関する事項については、監査等委員会と事前に協議して決定することとする。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社を除く当社グループの取締役及び使用人は、会社の目的の範囲外となる行為、その他法令又は定款に違反する行為により、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、法令及び「監査等委員会規程」並びに「監査等委員会監査等規程」に基づき、直ちに監査等委員会に報告する。

監査等委員は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要がある場合は取締役及び使用人に説明を求めることとする。

監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととするため、「内部通報規程」において、報告した者の保護規定及びこれに違反した者への罰則規定を定める。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

当社は、当社監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に際し法令に基づいて費用の支出又は弁済を求めたときは、これを速やかに処理することとする。また、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担するものとする。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、監査室及び会計監査人と情報交換や意見交換を行うものとする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、暴力団・総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な要求等をする人物及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、当社グループの役職員が反社会的勢力に対し適切な行動をとれるようその対応を規定する。各部署で反社会的勢力からの接触や不当な要求を受けた場合には、直ちに統括責任部署である当社総務部に報告することとし、総務部では必要に応じて警察や弁護士等専門家のアドバイスを得ながら対応することとする。個人での接触を避け組織的な対応を行うことで、反社会的勢力の介入を回避しており、総務部においては、情報の収集・分析・検討の中心となって各部署に適宜情報を提供するなどして、会社全体での反社会的勢力への対応力向上に努めることとする。

なお、取引先（主に当社製品の販売を行う販売店等）についても、取引開始時に信用調査を行う際には現地に赴いての訪問調査を行い、悪い風評の発生状況等についても確認し反社会的勢力に該当しないかをチェックすることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取り組みの状況

従業員に対し、社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報の制度についても、社内外の通報窓口をはじめ、従業員に対する周知を行っております。なお、当事業年度において発生した内部通報案件はありません。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役6名（うち独立社外取締役5名）を含む取締役9名（うち監査等委員である取締役3名）で構成されております。また、取締役会では、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督、必要な発言が適宜行われており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。当社グループは、持株会社体制を採用し、「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営に対して適切な管理を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定のもと、適正に経営しております。

③ 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

「リスク管理規程」及び「情報セキュリティポリシー」に基づき、リスク回避、リスク低減及び情報セキュリティの維持に努め、監査室による内部監査及びリスク・コンプライアンス委員会の活動を中心に、従業員に対する周知を定期的・継続的行っております。

④ 監査等委員会の監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

監査等委員会は、定時又は臨時に監査等委員会を開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。また、常勤の監査等委員を選任し、社内の監査室と連携しながら、日常的な情報収集及び社内の重要な会議に出席するとともに、稟議書をはじめ、業務執行に関わる重要な文書を閲覧することで、監査の実効性の向上を図っております。

⑤ 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

当社グループの役職員は、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力に対し適切に行動しております。また、取引開始時における信用調査等により、反社会的勢力に該当しないかを確認するなどしており、当事業年度において反社会的勢力との取引をはじめ、介入等の反社会的勢力に関わる事案は生じておりません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,936	流 動 負 債	6,476
現 金 及 び 預 金	24,085	買 掛 金	57
受 取 手 形	407	未 払 費 用	340
売 掛 金	1,099	未 払 法 人 税 等	1,586
商 品 及 び 製 品	73	前 受 金	2,945
仕 掛 品	5	賞 与 引 当 金	689
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2	役 員 賞 与 引 当 金	3
そ の 他	264	そ の 他	854
貸 倒 引 当 金	△2	固 定 負 債	260
固 定 資 産	10,880	繰 延 税 金 負 債	260
有 形 固 定 資 産	3,087	負 債 合 計	6,737
建 物 及 び 構 築 物	1,724	純 資 産 の 部	
土 地	1,153	株 主 資 本	29,336
そ の 他	210	資 本 金	1,631
無 形 固 定 資 産	236	資 本 剰 余 金	1,500
投資その他の資産	7,556	利 益 剰 余 金	26,264
投 資 有 価 証 券	4,686	自 己 株 式	△59
繰 延 税 金 資 産	622	その他の包括利益累計額	742
そ の 他	2,257	その他有価証券評価差額金	742
貸 倒 引 当 金	△9	純 資 産 合 計	30,078
資 産 合 計	36,816	負 債 ・ 純 資 産 合 計	36,816

連結損益計算書

(自 2025年 4 月 1 日
至 2026年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	16,653
売上原価	3,034
売上総利益	13,619
販売費及び一般管理費	6,355
営業利益	7,263
営業外収益	
受取利息	132
受取保険金	8
その他	79
経常利益	7,483
特別利益	
投資有価証券売却益	161
特別損失	
投資有価証券評価損	845
税金等調整前当期純利益	6,800
法人税、住民税及び事業税	2,609
法人税等調整額	△121
当期純利益	4,313
親会社株主に帰属する当期純利益	4,313

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	1,631	1,500	23,398	△59	26,470
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,447		△1,447
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			4,313		4,313
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	－	－	2,866	－	2,866
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	1,631	1,500	26,264	△59	29,336

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	632	632	27,102
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,447
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			4,313
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	110	110	110
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	110	110	2,976
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	742	742	30,078

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------|--|
| ① 連結子会社の数 | 6 社 |
| ② 連結子会社の名称 | 福井コンピュータアーキテクト株式会社
福井コンピュータ株式会社
福井コンピュータスマート株式会社
福井コンピュータシステム株式会社
I F A C 合同会社
I F A C 投資事業有限責任組合 |

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

- | | |
|-----------------------|--|
| ・ 市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法
により算定) |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

b. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品及び製品 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ロ. 仕掛品 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ハ. 貯蔵品 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- | | |
|-------------------------|--|
| a. 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 6年～50年 |
| b. 無形固定資産
(リース資産を除く) | 市場販売目的のソフトウェア
販売見込み本数に基づく減価償却 (見込有効年数最長3年)
自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間 (3～5年) に基づく定額法
その他の無形固定資産
定額法 (主な耐用年数15年) |

③ 重要な引当金の計上基準

- | | |
|------------|---|
| a. 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| b. 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。 |
| c. 役員賞与引当金 | 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。 |

④ 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 建築システム事業・測量土木システム事業

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等によるパッケージソフトの販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。なお、取引は全て国内の販売であり、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

契約期間の定めのある製品の販売に係る収益は、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質が、契約期間にわたり知的財産にアクセスする権利である場合は、契約期間にわたり最新のパッケージソフトを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度 (時の経過) に応じて収益を認識しております。また、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利である場合は、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っており、通常の製品と同様、出荷時点で収益を認識しております。

保守サービスに係る収益は、主に製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて契約期間にわたり保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務

務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度（時の経過）に応じて収益を認識しております。

売上高は、顧客との契約において約束された対価から、値引き又は売上に応じた割戻し等を控除した金額で測定しております。

一時点で収益を認識する取引の対価は、商品又は製品の引き渡し後、概ね6カ月以内に受領しております。また、一定期間にわたり収益を認識する取引の対価は、契約条件に従い、履行義務の進捗に先んじて一括で受領しております。いずれも対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) ITソリューション事業

選挙出口調査システム等の使用許諾に係る収益は、顧客との契約に基づいて製品を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、契約に定められた業務終了日に充足されると判断し、同日に収益を認識しております。

ITソリューション事業に関する取引の対価は、契約条件に従い履行義務の充足後、概ね2カ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	622百万円
繰延税金負債	260百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 非上場株式の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式）	352百万円
投資有価証券評価損	845百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、相互の成長・社会的な課題解決に貢献するシステムの構築を目的として、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っております。非上場株式は市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当該非上場株式の評価に当たっては、投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく低下していると判断したときに減損処理を行うこととしています。

超過収益力が当連結会計年度末日において維持されているか否かを評価する際には、個別投資先ごとに

入手し得る直近の実績データを収集し、業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえて、投資先の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

超過収益力が当連結会計年度末において維持されているか否かを評価する際における主要な見積りの仮定は、事業計画の前提となる各銘柄のマーケット成長率や顧客獲得予測を考慮した売上高及び営業費用の見通しであります。

それら主要な見積りの仮定は、投資先の経営環境の変化や事業計画の見直し等により影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において投資有価証券の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	3,990百万円
----------------	----------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	20,700千株
------	----------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

配当金の総額	1,447百万円
1株当たり配当額	70円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2026年6月26日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額	1,509百万円
1株当たり配当額	73円
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月29日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等又は安全性の高い金融資産に限定し運用しております。また、資金調達については当面の間必要ありませんが、大幅な資金用途が発生した場合には銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの売掛金管理マニュアル等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を必要に応じて把握する体制としています。

投資有価証券である株式、債券、外国債券及び投資信託は、市場価格の変動リスクや実質価額の下落による減損リスクに晒されていますが、主に純投資目的の株式、業務上の関係を有する企業の株式及び安定的な資金運用の目的で所有する外国債券、投資信託であり、毎月把握された時価が財務担当取締役 に報告されております。また、四半期ごとに把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は、流動性リスクに晒されていますが、1年以内の期日であり、当社グループでは事前に稟議決裁を受けたうえで支払の実行を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
投資有価証券	4,289	4,287	△2
資産計	4,289	4,287	△2

(注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金、未払費用、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	352
投資事業有限責任組合出資金	44

(注) 投資事業有限責任組合への出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,544	－	－	1,544
外国債券	－	2,307	－	2,307
投資信託	－	407	－	407
資産計	1,544	2,714	－	4,259

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	－	27	－	27
資産計	－	27	－	27

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。一方で、当社が保有している外国債券は、取引金融機関等から

提示された価格を用いており、その時価をレベル2の時価に分類しております。投資信託は公表された基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。また、地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	建築システム事業	測量土木システム事業	ITソリューション事業	投資事業	
主要な財又はサービス					
製品及び商品	4,824	3,967	—	—	8,791
保守サービス	3,208	3,893	—	—	7,102
その他	—	—	759	—	759
顧客との契約から生じる収益	8,032	7,861	759	—	16,653
計	8,032	7,861	759	—	16,653
収益認識の時期					
一時点で移転される財又はサービス	3,452	3,418	759	—	7,630
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	4,579	4,443	—	—	9,022
顧客との契約から生じる収益	8,032	7,861	759	—	16,653
計	8,032	7,861	759	—	16,653

2. 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債は主に履行義務の充足の進捗度（時の経過）により収益を認識する契約期間の定めのある製品や保守サービスの販売契約について、顧客ごとに定められた支払条件に基づき顧客から受け取った契約未経過分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

契約負債は、顧客から対価の一部を履行義務の充足前に受領した前受金に係るものであり、連結貸借対照表上の「前受金」として計上されています。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,605百万円であります。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,454円84銭
(2) 1株当たり当期純利益	208円63銭

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,536	流 動 負 債	801
現金及び預金	14,713	未払金	517
貯蔵品	0	未払費用	60
前払費用	103	未払法人税等	49
未収入金	691	預り金	77
その他	27	賞与引当金	94
固 定 資 産	10,080	その他	0
有 形 固 定 資 産	2,990	固 定 負 債	530
建物	1,657	繰延税金負債	190
構築物	48	組織再編により生じた株式の特別勘定	339
工具器具及び備品	204	負 債 合 計	1,331
土地	1,080	純 資 産 の 部	
その他	0	株 主 資 本	23,543
無 形 固 定 資 産	14	資 本 金	1,631
特許権	0	資 本 剰 余 金	1,500
ソフトウェア	11	資 本 準 備 金	1,500
電話加入権	2	利 益 剰 余 金	20,471
その他	0	その他利益剰余金	20,471
投資その他の資産	7,074	特定株式取得積立金	77
投資有価証券	4,448	繰越利益剰余金	20,393
長期預金	1,800	自 己 株 式	△59
関係会社株式	140	評価・換算差額等	742
関係会社出資金	247	その他有価証券評価差額金	742
長期前払費用	154	純 資 産 合 計	24,285
差入保証金	266	負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,617
その他	17		
資 産 合 計	25,617		

損益計算書

(自 2025年 4 月 1 日
至 2026年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	1,963	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	3,925	5,888
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,143	2,143
営 業 利 益		3,744
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	129	
そ の 他	86	216
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	867	867
経 常 利 益		3,092
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	161	161
税 引 前 当 期 純 利 益		3,254
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	68	
法 人 税 等 調 整 額	△23	44
当 期 純 利 益		3,209

株主資本等変動計算書

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	そ の 他 利 益 剩 余 金		利益剰余金 合計		
				特定株式 取得積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1,631	1,500	1,500	77	18,631	18,708	△59	21,780
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△1,447	△1,447		△1,447
当 期 純 利 益					3,209	3,209		3,209
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	1,762	1,762	－	1,762
当 期 末 残 高	1,631	1,500	1,500	77	20,393	20,471	△59	23,543

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	632	632	22,412
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,447
当 期 純 利 益			3,209
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額 (純額)	110	110	110
当 期 変 動 額 合 計	110	110	1,873
当 期 末 残 高	742	742	24,285

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

a. 市場価格のない株式等 時価法
以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 6年～50年

構築物 10年～30年

工具器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法（主な耐用年数15年）

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

経営管理に係る収益は、主に子会社の管理業務によるものであり、子会社との管理業務契約に基づいて契約期間にわたり間接業務に係るサービスを提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度（時の経過）に応じて収益を認識しております。経営管理に関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債	190百万円
--------	--------

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産」と同一であります。

(2) 関係会社出資金の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社出資金	247百万円
投資事業組合運用損	867百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社出資金は、入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を貸借対照表価額としており、投資事業有限責任組合が保有する非上場株式の減損損失は、投資事業組合運用損益を通じて、当社の損益に反映されます。

投資事業有限責任組合は投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っておりますが、超過収益力が当事業年度末日において維持されているか否かを評価する際には、個別投資先ごとに入手し得る直近の実績データを収集し、業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえて、投資先の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

超過収益力が当事業年度末において維持されているか否かを評価する際における主要な見積りの仮定は、事業計画の前提となる各銘柄のマーケット成長率や顧客獲得予測を考慮した売上高及び営業費用の見通しであります。

それら主要な見積りの仮定は、投資先の経営環境の変化や事業計画の見直し等により影響を受ける可能

性があり、翌事業年度の計算書類において関係会社出資金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,802百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	688百万円
短期金銭債務	263百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
経営管理料	1,963百万円
受取配当金	3,925百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	24千株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	29百万円
未払事業税	7
電話加入権評価損	9
減損損失	21
投資有価証券評価損	33
関係会社出資金評価損	274
組織再編に伴う関係会社株式	49
その他	26
繰延税金資産小計	452
評価性引当額	△353
繰延税金資産合計	98
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△289
繰延税金負債合計	△289
繰延税金負債の純額	△190

7. 収益認識に関する注記

- ・収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	福井コンピュータ アーキテクト(株)	所有 直接100%	役員の兼任 経営管理業 務の受託	経営管理料の受取 (注) 1	771	未収入金	289
				経費支払業務の代行 (注) 2	3,513		
				債権回収業務の代行 (注) 3	1,305	未払金	191
子会社	福井コンピュータ(株)	所有 直接100%	役員の兼任 経営管理業 務の受託	経営管理料の受取 (注) 1	692	未収入金	249
				経費支払業務の代行 (注) 2	3,203		
				債権回収業務の代行 (注) 3	531	未払金	57
子会社	福井コンピュータ スマート(株)	所有 直接100%	役員の兼任 経営管理業 務の受託	経営管理料の受取 (注) 1	492	未収入金	148
				経費支払業務の代行 (注) 2	1,415		
				債権回収業務の代行 (注) 3	188	未払金	14
子会社	I F A C 投資事業 有限責任組合	所有 99.99% 直接 0.01% 間接	役員の兼任	出資の引受 (注) 4	19	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営管理料の金額は、業務内容に基づき交渉の上決定しております。
2. 経費支払業務の代行について、金利の受取りは行っておりません。
3. 債権回収業務の代行について、金利の支払いは行っておりません。
4. キャピタルコール方式による出資の引受であります。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額 1,174円64銭
(2) 1 株当たり当期純利益 155円26銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

福井コンピュータホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大枝 和之

公認会計士 石橋 智己

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、福井コンピュータホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、福井コンピュータホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書		2026年5月20日
福井コンピュータホールディングス株式会社		
取締役会御中		
有限責任監査法人トーマツ		
北陸事務所		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 枝 和 之	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 橋 智 己	
監査意見		
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、福井コンピュータホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。		
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠		
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
その他の記載内容		
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。		
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。		
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。		
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。		
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。		

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

福井コンピュータホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高橋 勝 ㊞

監査等委員 神田 輝生 ㊞

監査等委員 三橋 明史 ㊞

(注) 監査等委員高橋勝、神田輝生、三橋明史は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上